

# 石川県公報

平成27年9月25日  
第12837号（金曜日）  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

目	次
告示 ○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課) 1	○指定構造計算適合性判定機関の委任公告（建築住宅課） 2 ○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出の公告 (同) 2
公告 ○平成27年度砂利採取業務主任者試験公告（河川課） 1 ○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (都市計画課) 2	公安委員会 ○指定講習機関の指定 3

## 告示

### 石川県告示第461号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成27年9月25日

石川県知事 谷本正憲

#### 佐々波加入区

- 発起人の住所及び氏名  
七尾市佐々波町ソ部13番地 株式会社 佐々波鮎網  
七尾市佐々波町ニ部79番地 土井 義彦
- 区域  
石川県漁業協同組合の地区のうち旧佐々波漁業協同組合の地区
- 区分  
大型定置漁業及び小型定置漁業
- 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日  
平成27年8月31日

## 公告

### 平成27年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成27年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成27年9月25日

石川県知事 谷本正憲

- 試験の日時  
平成27年11月13日（金） 午前10時から正午まで
- 試験場  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県庁行政庁舎14階 1407会議室
- 出願に関する書類の受付期間

平成27年10月1日(木)から同月30日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は、同日までの消印があるものに限り受け付ける。)

4 出願に関する書類の提出先

各石川県土木総合事務所維持管理課又は各石川県土木事務所維持管理課

5 その他

試験要領の請求その他詳細についての問合せ等は、石川県土木部河川課又は各石川県土木総合事務所維持管理課若しくは各石川県土木事務所維持管理課へすること。

---

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年9月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 組合の名称

小松市沖周辺土地区画整理組合

2 事務所の所在地

小松市清六町甲36番地

3 設立認可の年月日

平成19年9月19日

4 変更認可の年月日

平成27年9月15日

---

指定構造計算適合性判定機関の委任公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定を指定構造計算適合性判定機関に委任した。

平成27年9月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

東京都港区西新橋一丁目15番5号

2 構造計算適合性判定の業務を行う区域

県内全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都港区西新橋一丁目15番5号

4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

全ての判定の業務

5 構造計算適合性判定の業務の開始日

平成27年9月25日

---

指定構造計算適合性判定機関の変更の届出の公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成27年9月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社東京建築検査機構

東京都中央区東日本橋一丁目1番4号

2 変更する事項

- (1) 指定構造計算適合性判定機関の住所  
(変更前) 東京都中央区東日本橋一丁目1番4号  
(変更後) 東京都中央区日本橋富沢町10番16号
  - (2) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
(変更前) 構造判定事業部  
東京都中央区東日本橋一丁目1番4号  
(変更後) 構造判定事業部  
東京都中央区日本橋富沢町10番16号
- 3 変更する年月日  
平成27年9月28日

---

## 公 安 委 員 会

---

### 石川県公安委員会告示第115号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年9月25日

石 川 県 公 安 委 員 会

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 名称  
金沢自動車振興株式会社
  - (2) 住所  
金沢市松寺町申100番地
  - (3) 代表者の氏名  
坂本 繁夫
- 2 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
  - (1) 事務所の名称  
ドライビングスクール エクシール城東
  - (2) 事務所の所在地  
金沢市松寺町申100番地
- 3 特定講習の種別  
取消処分者講習
- 4 指定を行った年月日  
平成27年9月25日

